

基 発 1222 第 2 号
平成 21 年 12 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

船員保険の統合に伴う労災保険率等の取り扱いについて

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）により平成 22 年 1 月 1 日から船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労働者災害補償保険制度に統合されることとなる。

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 3 条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下「船舶所有者の事業」という。）に対する労災保険率等については、下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう配慮されたい。

記

1 労災保険率等について

船舶所有者の事業の労災保険率は、1000 分の 50 とすること（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）第 16 条第 1 項）。

また、事業の種類の詳細は、「船舶所有者の事業の種類の詳細表」（平成 21 年厚生労働省告示第 379 号）を適用すること。

2 メリット制の適用について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 3 項の規定に基づく継続メリット制については、労災保険に係る保険関係の成立が平成 22 年 1 月 1 日以降となることから、保険関係の成立が最も早い事業でも平成 26 年度以降の概算保険料から適用となること。

なお、継続メリット制の適用に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 継続メリット制では、「連続する 3 保険年度中の最後の保険年度に属する 3 月 31 日現在において、労災保険に係る保険関係が成立した後 3 年以上経過していること」を適用要件としているところであるが、船員保険制度の適用を受けていた期間はこの要件に含まれな

いものであること。

- (2) 船舶所有者の事業の労災保険率は、1000分の50（平成22年1月1日施行）であることから、メリット制適用の規模要件を満たす最低労働者数は20人であること。
- (3) メリット収支率の算定方法は、他業種と同様であること。ただし、第一種調整率については、船舶所有者の事業に係る率を新たに設定する必要があることから、今後、所要の省令改正を予定している。
- (4) メリット増減率は、徴収則別表第3「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」における「立木の伐採の事業以外の事業」欄を適用すること。